

特許権	判決年月日	令和2年12月1日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(ネ)第10039号		

○ 発明の名称を「アンテナ装置」とする発明について、請求項に記載された発明は、明細書の発明の詳細な説明に記載された発明であるとは認められず、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められないから、サポート要件を充足せず、同請求項に係る特許は、特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、控訴人は被控訴人に対してその特許権を行使することができないとして、請求棄却とした原判決を維持し、控訴を棄却した事例。

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法36条6項1号, 123条1項4号, 104条の3第1項

(関連する権利番号等) 特許第5237617号, 訂正2014-390078号, 無効2015-800040号

(原判決) 東京地方裁判所平成30年(ワ)第5506号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「アンテナ装置」とする特許（本件特許）の特許権者である控訴人が、被控訴人が製造又は輸入し、販売又は販売の申出をしている製品（被控訴人製品）は、本件特許の請求項1記載の発明の技術的範囲に属し、その生産、譲渡又は譲渡の申出は、請求項1に係る特許の特許権を侵害すると主張し、被控訴人製品の生産、譲渡又は譲渡の申出の差止め（特許法100条1項）、被控訴人製品の廃棄（特許法100条2項）、損害賠償4000万円（民法709条、特許法102条3項）及びこれに対する不法行為の後である平成30年3月2日（訴状送達日の翌日）から支払済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示し、請求棄却とした原判決を維持し、控訴を棄却した。

(1) 本件特許の請求項1は、「車両に取り付けられた際に、車両から約70mm以下の高さで突出するアンテナケースと、該アンテナケース内に収納されるアンテナ部からなるアンテナ装置であって、前記アンテナ部は、面状であり、上縁が前記アンテナケースの内部空間の形状に合わせた形状であるアンテナ素子と、該アンテナ素子により受信されたFM放送及びAM放送の信号を増幅するアンプを有するアンプ基板とからなり、前記アンテナ素子の給電点が前記アンプの入力に高さ方向において前記アンテナ素子と前記アンプ基板との間に位置するアンテナコイルを介して接続され、前記アンテナ素子と前記アンテナコイルとが接続されることによりFM波帯で共振し、前記アンテナ素子を用いてAM波帯を受信し、前記アンテナコイルを介して接続される前

記アンプによってFM放送及びAM放送の信号を増幅することを特徴とするアンテナ装置。」である。

- (2) 特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

そして、サポート要件を充足するには、明細書に接した当業者が、特許請求された発明が明細書に記載されていると合理的に認識できれば足り、また、課題の解決についても、当業者において、技術常識も踏まえて課題が解決できるであろうとの合理的な期待が得られる程度の記載があれば足りるのであって、厳密な科学的な証明に達する程度の記載までは不要であると解される。なぜなら、まず、サポート要件は、発明の公開の代償として独占権を与えるという特許制度の本質に由来するものであるから、明細書に接した当業者が当該発明の追試や分析をすることによって更なる技術の発展に資することができれば、サポート要件を課したことの目的は一応達せられるからであり、また、明細書が、先願主義の下での時間的制約の中で作成されるものであることも考慮すれば、その記載内容が、科学論文において要求されるほどの厳密さをもって論証されることまで要求するのは相当ではないからである。

- (3) 本件特許の明細書の発明の詳細な説明に記載された発明は、アンテナ素子と、アンテナ素子の直下であって、前記アンテナ素子の面とほぼ直交するよう配置されている平面アンテナユニットとを備えるアンテナにおいて、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約 0.25λ （平面アンテナユニットの動作周波数帯の中心周波数の波長が λ ）以上とするものであるのに対し、請求項1に記載された発明は、それ以外に、①アンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明、及び②アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約 0.25λ 未満であるアンテナ装置の発明を含み、これらは、発明の詳細な説明に記載された発明ではないから、請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明以外の発明を含むものであり、発明の詳細な説明に記載された発明であるとは認められない。
- (4) 発明の詳細な説明に記載された発明の課題は、限られた空間しか有していないアンテナケースを備えるアンテナ装置に既設の立設されたアンテナ素子に加えてさらに平面アンテナユニットを組み込むと相互に他のアンテナの影響を受けて良好な電気的特性を得ることができないという課題であり、このような課題を当業者が認識するためには、限られた空間しか有しないアンテナ装置において、既設の立設されたアンテナ

素子に加えて新たに平面アンテナユニットを組み込むことが前提となる。しかし、請求項１に記載された発明は、そもそもアンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含み、そのような構成の発明の課題は、発明の詳細な説明には記載されていない。そのため、請求項１に記載された発明は、当業者が発明の詳細な説明の記載によって課題を認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

また、請求項１に記載された発明は、アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約 0.25λ 未満であるアンテナ装置の発明を含むが、発明の詳細な説明には、課題を解決する方法として、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約 0.25λ 以上とすることが記載されており、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約 0.25λ 未満とするならば、発明の詳細な説明に記載された課題を解決することはできない。そのため、請求項１に記載された発明は、この点においても当業者が発明の詳細な説明に記載された解決手段によって課題を解決できると認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

その他、請求項１に記載された発明が、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、請求項１に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められない。

- (5) 以上によれば、請求項１に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明であるとは認められず、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められないから、請求項１に係る特許は、サポート要件を充足せず、特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、控訴人は被控訴人に対して請求項１に係る特許の特許権を行使することができない。よって、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴を棄却する。